

平成 2 4 年 5 月 2 9 日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 西口 純生

湊 泰孝

馬場 隆

日高 省子

決議案の提出について

別紙決議案を議決されたく、亀岡市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

井上耕作議員に対する問責決議（案）

井上耕作議員は、自身が運営するブログにおいて、個人情報保護方針を定め実行することを宣言しているにも拘わらず、去る4月23日に発生した篠町の事故で逮捕された少年に関する情報を掲載し、不確かなインターネット上の情報に信憑性を与えることとなった。

また、その他一連の情報掲載は被害者はじめ多くの市民を傷付ける結果を招くことにもなり、たとえ議会外の個人的な活動であるにしても井上耕作議員の情報発信に係る責任はとうてい免れるものではない。

井上耕作議員の行為は、市民の負託にこたえるべき立場にある市議会議員として、自らの行動を厳しく律し、市民福祉の向上を使命とする立場から鑑みると、議員辞職にも値するもので、断じて許されないことである。

この行為により、市民の信頼を著しく損なうほか、亀岡市議会の品位と権威をも傷付けたことは顕著であり、議員による職責と社会に及ぼした影響を考えると遺憾の極みである。

井上耕作議員は公職者である自己の立場を十分認識するとともに、市民の心を傷付け、市民の期待を裏切ったことに対して深く反省すべきである。

よって、亀岡市議会は、井上耕作議員に対して、二度と過ちを繰り返すことのないよう猛省を促すとともに、各特別委員の辞任、インターネット上の情報発信の休止等、自らを律し、反省を行動で示されることを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成24年5月29日

亀岡市議会